

無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定書

(案)

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所

株式会社 ○○コンサルタント △△支店

無人航空機による災害応急対策活動(撮影等) に関する協定書(案)

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所(以下「甲」という。)と株式会社 ○○コンサルタント △△支店(以下「乙」という。)は、無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

本協定は、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震発生時(以下「大規模地震」という。)における国道4号(東京都中央区日本橋～東京都足立区西保木間4丁目)(以下「啓開道路」という。)の災害応急対策活動(以下「活動」という。)を実施するに当たり、協定会社と北首都国道事務所の協定締結により、早期の災害状況把握と道路啓開及び被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

第2条 活動の内容

甲が乙に対し指示する活動の内容は、第3条の実施区間内における無人航空機(以下「機体」という。)を活用した、被災状況調査(撮影)等とする。

2. 前項の他、甲が活動に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づき活動を実施する。

第3条 活動の実施区間

実施区間は、啓開道路のうち、別紙-1で示す範囲とする。

2. 災害等の状況により、甲が必要と認めるときには、甲は乙に対し前項に規定する甲乙協議に基づき実施区間以外に出動を要請することがある。

第4条 技術者および無人航空機を飛行させる者の変更

乙は甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した「技術者」「無人航空機を飛行させる者」について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、甲と協議し、同等の能力を有する者を指定するものとする。

第5条 活動開始の要請

大規模地震発生時には、甲からの活動開始の要請があったものとみなして乙は直ちに活動を開始するものとする。

ただし、大規模地震発生時において、自らの被災その他の理由により、活動困難の場合は、この限りではない。

2. 大規模地震発生時の天候が別紙-2に示す「無人航空機の飛行に不適な天候」に該当する場合は除く。
3. 大規模地震発生時以外でも必要と認められるときには、甲は乙に活動開始の要請をすることがある。

第6条 撮影等に関する指示

甲が必要と認める場合、前条の活動開始の要請に基づく撮影の指示を行う場合がある。

第7条 実施体制

大規模地震が発生した際または活動開始の要請を受けた場合には、乙は、甲に連絡体制、人員の確保の可否、機体の状況、天候等を速やかに報告するものとする。

第8条 活動の実施報告

乙は、活動の完了後、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した資機材等の内訳について書面により速やかに甲へ報告するものとする。

第9条 活動完了の報告

乙は、活動が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて甲へ報告するものとする。

第10条 契約の締結

甲は、第5条に基づき、乙が活動を開始した時は、「災害応急対策活動」に関して、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第11条 費用の請求

乙は、活動の完了後、当該活動に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

第12条 費用の支払い

甲は、第11条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

第13条 損害の負担

活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じた

ものについては、甲が負担するものとする。

2. 活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、または機体等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

第14条 保有機体に関する情報の共有

乙は「協定参加資格確認申請書」に掲載した、機体の数量等を把握し、甲へ別途指定する書面により定期的(12ヶ月程度)に報告するものとする。

2. 前項の保有機体等の情報に変更があった場合、または機体の現状について甲が特に報告を求めたときは、甲へ別途指定する書面により速やかに報告するものとする。

第15条 航空法における許可等

本協定の締結後、防災訓練のために航空法に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」(同法 132 条(人又は家屋の密集している地域の上空)、法 132 条の2(目視外飛行、人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行))の申請手続きを行うものとする。

なお、本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、無人航空機の運用により航空機の航行の安全並びに地上および水上の人及び物件の安全が損なわれないよう、「航空法第132条の3の適用を受けた無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」に基づき、乙は必要な安全確保を行うものとする。

第16条 飛行計画

乙は、協定締結後速やかに、活動実施のための「飛行計画書」を提出し、甲の承認をうけることとする。

第17条 防災訓練の参加

第2条活動の内容で定める被災状況調査など、災害応急対策活動を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する訓練への参加を要請することができるものとする。

2. 甲の実施する訓練において、乙は無人航空機の訓練撮影飛行を実施することとする。訓練に関する費用は乙の負担とする。

第18条 甲乙間の連絡窓口

甲乙間の連絡窓口(氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先(携帯電話、メール等))は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

第19条 安全の確保

乙は、活動にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、技術者の安全確保に努めなければならないものとする。

第20条 緊急通行車両の届出

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に対して乙が保有している(災害対策基本法第76条に示す)緊急通行車両として登録可能な車両を事前に甲に届け出をするものとする。

第21条 身分証明書の発行

活動を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携行するものとする。

第22条 有効期限

この協定の有効期限は、平成30年2月8日から平成32年10月31日までとする。

第23条 協定の効力

乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成26年3月19日 国地契第97号)に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2. 乙が関東地方整備局(港湾空港関係を除く)一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、測量または土木関係建設コンサルタント業務のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

第24条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解除することができるものとする。

2. 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第25条 その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

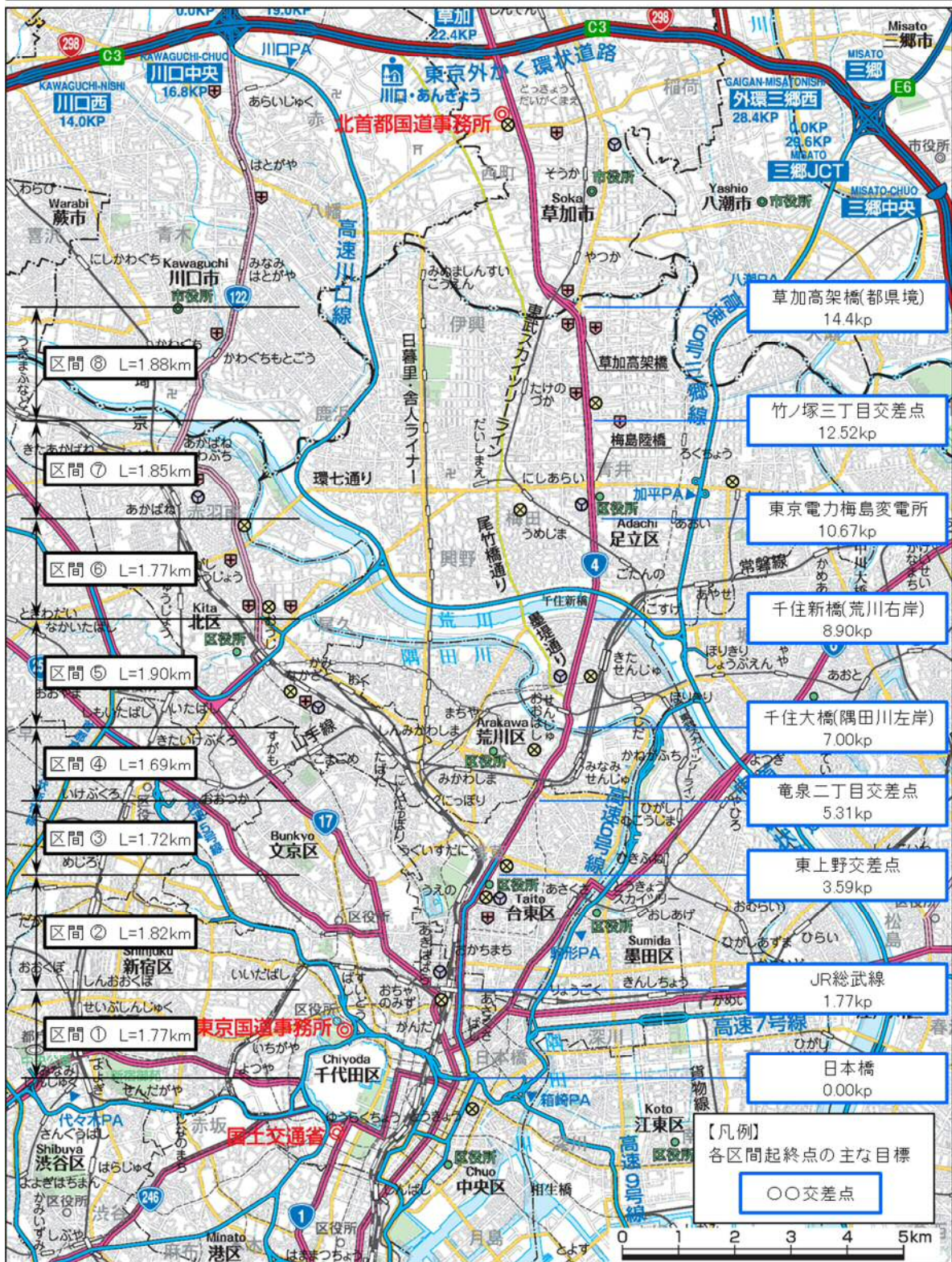
この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所長 山田 博道 印

乙 株式会社 ○○コンサルタント ○○支店
支店長 ○○ ○○ 印

協定締結区間割り



無人航空機の飛行に不適な天候

- 夜間(日没から日の出まで)
- 雨天時(小雨を含む)及び雨天予報時
- 強風(地上部で風速 5m/S 以上)発生時及び強風予報時